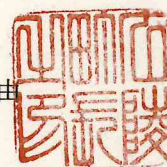


第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託業務に係るプロポーザルの公告

第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託業務について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年4月14日

広陵町長 山村吉由



1 業務の概要

(1) 業務の名称

第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託業務

(2) 業務の内容

別紙「第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和2年3月24日まで

(4) 事業費限度額

20,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

※令和2年度及び令和3年度の事業費上限額は、それぞれ10,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とするが、初年度の実績(出来高)に基づき、甲乙協議により、事業費を決定するものとする。

2 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は75点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば委託予定者とする。ただし、別紙プロポーザル配点表 計画策定業務の②「計画策定過程支援業務」において20点未満の場合は、失格とする。

3 事務手続及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和2年4月14日(火)

(2) 参加表明書の提出

公告日から令和2年5月1日(金)正午まで

(3) 質問の受付

令和2年5月13日(水)午後5時まで

(4) 質問の回答

令和2年5月15日（金）午後5時頃

(5) 企画提案書等提出期限

令和2年5月22日（金）正午まで

(6) 提案内容の審査（予定）日

令和2年5月26日（火）及び27日（水）を予定

(7) 選定審査結果通知

令和2年6月上旬を予定

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和2年入札参加資格を有しない者は、参加表明書提出の前に速やかに手続を行うこと。
- (3) 広陵町の令和2年度の入札参加資格を有する者については参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 総合計画、総合戦略及び人口ビジョンのいずれかの策定実績があること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
※今回の事業は、JV（共同事業体）での応募も可とするが、実施体制を明確にすること。策定実績においてもJV内の実績も対象とするが、その場合、実績調書（第5号様式）にわかりやすく明記すること。

5 その他

詳細は、第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託業務に係るプロポーザル募集要領及び仕様書等参照